**外来療育等指導事業委託契約書**

　委託者　八頭町を甲（以下「甲」という。）と受託者　鳥取市 を乙（以下「乙」という。）は、鳥取市外来療育等指導事業の実施について、鳥取市外来療育等指導事業運営要領（以下「運営要領」という）第３条に基づき、次のとおり委託契約を締結する。

（業務の内容）

1. 甲が、乙に委託する事業は、鳥取市外来療育等指導事業とし、内容は鳥取市外来療育等指導事業運営要綱（以下「運営要綱」という）のとおりする。

（委託期間）

1. この契約による委託期間は、　　年　月　日から　　年　月　日までの期間とする。

（事業の実施）

1. 事業の実施に当たっては、乙はこの契約に定める事項に従って委託事業を行うものとする。

（委託料）

1. 甲は、前条の委託業務にかかる費用として、運営要領に定める額を乙に支払うものとする。

2　乙は利用月業務終了後、甲の定める期日までに当該月の費用を甲に請求するものとする。

3　甲は、乙から提出される請求書を確認のうえ、請求書を受け取った日から３０日以内に乙へ支払うものとする。

（報告の義務）

1. 乙は、委託事業の利用月の実績について、翌月の１０日までに甲に報告しなければならない。

（経費）

1. 乙は、委託料にかかる収入及び支出に関する帳簿等を整え、証拠書類を常に整備しこれを契約期間終了後５年間保存しなければならない。

（調査等）

1. 甲は、この事業の処理状況について、乙に対して必要な報告若しくは資料を求め、又は随時実地調査を行い、必要な指示をすることができる。

（再委託の禁止）

1. 乙は、この契約書に基づく委託事業を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲と協議し承認を受けた場合は、この限りでない。

（備品の管理）

1. 事業の実施に伴い第三者に損害を与えた場合は、その損害の処理については、甲・乙協議の上行うものとする。

（遵守事項）

1. 乙は、委託事業の実施について、常に善良なる事業運営者としての注意をもってこれを行わなければならない。

（秘密の保持）

1. 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守しなければならない。

（契約の解除）

1. 甲は、乙がこの契約に定める業務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2　前項の規定により、契約を解除したときは、乙は既に受領済みの委託料の全部又は一部を甲に返還しなければならない。

3　乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対しその補償を請求することはできない。

（その他）

1. この契約に定めのない事項については、甲・乙双方協議のうえ決定するものとする。

上記の契約を証するため、本契約書２通を作成し、甲・乙各１通を保有する。

年　　月　　日

甲　鳥取県八頭郡八頭町郡家493番地

八頭町

八頭町長

乙　鳥取県鳥取市尚徳町116番地

鳥取市

鳥取市長

別　記

個人情報取扱業務委託契約特記事項

|  |
| --- |
| （個人情報の取扱い）  第１　乙は、この契約による業務を処理する為の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。  （秘密の保持）  第２　乙は、この契約による業務を処理する為に知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。  　２　乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。  　３　前２項の規定は、この契約が終了し又は解除された後においても、また同様とする。  （目的外収集・利用の禁止）  第３　乙は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し又は利用するとき、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。  （第三者への提供制限）  第４　乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。  （再委託等の禁止）  第５　乙は、この契約による業務の処理を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。  （複製、複写の禁止）  第６　乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。  （個人情報の適正管理）  第７　乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等をき損及び滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。  （提供資料等の返還等）  第８　乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。  （事故報告義務）  第９　乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等の内容を、漏えい、き損及び滅失した場合は、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。  （契約解除及び損害賠償）  第１０　甲は、乙が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。 |